

編集後記

年も明け、早いもので一般社団法人に移行して1年が、また、東日本大震災からもうすぐ2年が過ぎようとしています。

今だに原子力発電事故が大きく影響し、電気料金の値上げ、原子力発電の見直し火力・水力発電に加え太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス等自然にやさしい発電が注目されて、市や町、一般企業、一般家庭でも電気を作る時代、そして省エネ・エコと今私たちは今課題が多く取りだたされています。

また12月16日の衆議院選挙では民主から自民へ変わり、今日本では色々な意味で社会全体の意識を変える岐路に立っているように感じます。皆様からのご意見・ご感想などお寄せいただければ幸甚です。

カナヤ食品(株)千葉旭工場
伊藤 健一

会報第88号

発行年月 平成25年1月
発行者 一般社団法人 千葉県環境保全協議会
会長 藤井 正太郎
千葉県中央区長洲1-15-7 森林会館内
電話 043(224)5827
印刷 株式会社 アイポップ
千葉県長生郡睦沢町上市場1831
電話 0475(40)3700

編集委員

カナヤ食品(株) ・宝酒造(株)
米屋(株) ・新日鐵住金(株)

表紙写真：
タイトル 鹿野山・九十九谷
濱田重工(株)
小笠原 義人 氏 提供

事務局からのお知らせ

会報表紙写真の募集をします (随時)

会報“kanhokyo”は、表紙写真を会員のみなさまから募集致します。
2回発行の夏号(8月)と新春号(1月)の表紙写真としてふさわしい作品を編集委員会にて選考させていただきます。
掲載にあたっては、薄謝を贈呈致しますのでふるってのご応募をお待ちします。

KanHokyo

CONTENTS

年頭あいさつ	会長 藤井正太郎	1
年頭あいさつ	千葉県知事 森田 健作	2
協議会活動	各種実施事業等（研修会 他）	3
地域部会	君津部会、東葛北部部会	6
行政ニュース	千葉県自動車環境対策に係る基本方針について	7
	千葉県と企業の生物多様性に関する取組の推進について	9
	東京湾の水質浄化への取組 ～「第7次総量削減計画スタート」～	11
	PCB 廃棄物の処理と処理期限の見通しについて	15
新技術動向	西原ネオ(株)、松田産業(株)	17
会員紹介	米屋(株)	19
その他	関連・共賛団体の紹介	20

「年頭あいさつ」



会長 藤井 正太郎
電気化学工業（株）
上席執行役員千葉工場長

明けましておめでとうございます。

お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭にあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年を振り返りますと、東日本大震災や津波によって被害を受けた被災地の復興や原子力発電所の事故影響及びエネルギー関連問題など、解決すべき課題が多く横たわる中、日本は多くの経済的課題や政治的課題に直面した一年でありました。欧州の債務危機は、長期的に世界経済に影響を及ぼし、為替では未曾有の円高水準から抜け出せない状況が続きました。更に、周辺国との領土問題に端を発し、現地日本企業の一部が被害を蒙るなど逆風環境にも置かれました。一方明るい話題として、ロンドンオリンピックにおける日本選手の活躍や京都大学の山中伸弥教授のノーベル医学生理学賞受賞などは、日本人として大いに勇気付けられ、忘れてはならない出来事となりました。

今年も、引き続き各会員企業は厳しい経済環境に置かれることになると思いますが、企業活動を続ける為には、地球環境との共生を目指し「公害防止」から「地球環境の保全」へ移った軸足を一步一步強固なものにして行く必要があります。省エネルギーや温室効果ガス排出削減等の計画は従来通りに推進することが困難になりつつありますが、長期的な視野で常に環境負荷低減を意識しなければなりません。再生可能エネルギーの促進など新しいエネルギー政策や新しい枠組みでの環境政策に関して、当協議会と致しましては、県・市ご当局のご指導のもと、会員皆様のご意見も賜りながら、時局に当たりたいと存じますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、一昨年から新法人制度への対応を開始し「一般社団法人」への移行作業を実施して参りましたが、お陰様を持ちまして大きな問題もなく昨年4月に無事終了致しました。改めて、各会員企業の皆様方のご協力に対し感謝を申し上げます。

最後に、今後も種々のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げまして、年頭の挨拶とさせて戴きます。

平成25年1月1日

「年頭あいさつ」



千葉県知事 森田 健作

明けましておめでとうございます。

一般社団法人千葉県環境保全協議会の皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、ちばアクアラインマラソンを開催し、県内外から約1万4千人のランナーに参加いただき、また沿道にも約31万人の方々が応援に駆けつけるなど、千葉県の魅力とおもてなしの心を、全国に発信することができました。開催にあたり多くの皆様に御理解、御協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

県ではこれまで、総合計画「輝け！ちば元気プラン」に基づき、計画の基本理念である「くらし満足度日本一」を目指して取り組んでまいりました。

今春には、首都圏中央連絡自動車の東金・木更津間43キロメートルが開通いたします。アクアラインの料金引き下げ効果も生かしながら企業誘致施策と観光客誘致を展開するとともに、大栄・横芝間の用地取得に向けた取組を進め、圏央道の全線開通が図られるよう努めてまいります。

また、県民生活の安全・安心の確保も重要です。

県では、東日本大震災が発生した日から、被災地の復旧に全力で取り組んでまいりました。今後も、全力で復旧・復興、放射性物質の対処などに取り組むとともに、災害に強い千葉県づくりを進めてまいります。

さらに、県民の皆様が、安全に安心して暮らすことができる社会づくりの重要なテーマである環境保全については、新エネルギーの導入促進、良好な大気・水環境を保全するための継続した監視など、健全で恵み豊かな環境づくりを進めてまいりました。今後も、本県の豊かな環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくため、各種施策を積極的に展開してまいります。

本年も、皆様とともに、「千葉で生まれ、住み、働けて良かった」と誇りに思える、光り輝く千葉県づくりを目指して、全力で取り組んでまいります。

結びに、貴協議会のますますの御発展と会員の皆様方の御多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のあいさつといたします。

協議会活動

平成23年版環境白書説明会 (6月8日(金) 於 千葉県自治会館)

千葉県の環境の現状や環境保全に関する施策の実施状況について、千葉県は平成22年度実績を中心にして取りまとめた平成23年版環境白書を発表しました。

東日本大震災は、千葉県の環境分野に



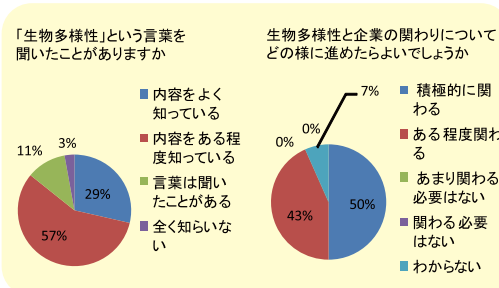
▲各担当官より環境課題の説明をうける

「生物多様性と企業の役割」 セミナー

(9月10日(月) 於 千葉県自治会館)

生物多様性条約第11回締約国会議(COP11)が、10月8日(月)～19日(金)に、ハイデラバード(インド)で開催されました。愛知目標の進捗、名古屋議定書の状況など広範囲に議論がなされました。

生物多様性の取り組みについて、「企業の役割」にまとを絞ってのセミナーを開催しました。参加者には、アンケートに協力頂き、生物多様性の周知度、今後の関わりに高い関心が示されました。



【白書説明会の内容】

総 説 …………… 13:30～14:00
千葉県環境生活部環境政策課 政策室
主 幹 石 崎 勝 己 氏
大気関係 …………… 14:00～14:30
千葉県環境生活部大気保全課
副課長 田 中 勉 氏
水質関係 …………… 14:30～15:00
千葉県環境生活部水質保全課
副課長 櫻 岡 裕 之 氏
自然保護関係 …………… 15:15～15:45
千葉県環境生活部自然保護課
生物多様性センター
主 査 鈴 木 芳 博 氏
資源循環推進関係 …………… 15:45～16:15
千葉県環境生活部資源循環推進課
副課長 松 尾 邦 彦 氏
産業廃棄物関係 …………… 16:15～16:45
千葉県環境生活部廃棄物指導課
主 幹 小 林 浩 氏

おいても大きな影響をもたらしました。
災害廃棄物の適正処理、放射能監視体制の強化による安全・安心の確保、エネルギー対策など大きな環境課題について施策を含めた説明を受けました。

Biodiversity

地球のいのちをつないでいこう

【セミナーの内容】

「千葉県の生物多様性とその保全について」
千葉県環境生活部自然保護課生物多様性センター
主 幹 熊 谷 宏 尚 氏
「生物多様性と企業の役割」について
株式会社レスポンスアビリティ
生物多様性保全コンサルタント
武 末 克 久 氏

事例発表

・三井造船(株)の取り組み
—— 船舶のバラスト水対策 ——
三井造船株式会社 船舶・艦艇事業本部
主 幹 長 拓 治 氏
・北越紀州製紙(株)の取り組み
—— 里山村と生物多様性とのかかわり ——
北越紀州製紙株式会社 環境統括部
部 長 中 俣 恵 一 氏
・D I C(株)の取り組み
—— CSR活動としての生物多様性の取り組み ——
DIC株式会社コーポレートコミュニケーション部
課 長 島 村 武 臣 氏
課 長 池 田 規 子 氏

協議会活動

平成24年度公害防止管理者等 国家試験受験者講習会

(於 千葉県自治会館)

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、公害防止組織を整備し公害防止に努めるとされています。

公害防止組織には、公害防止管理者等を工場に設置された施設や規模ごとに国家試験等による有資格者を配置することが義務づけられています。

平成18年より、国家試験制度の変更(区分別・科目別合格制度等)により、受験者講習会での受講科目の選択枝のカフェテリア化も受講のしやすさから重要なことと思われます。

講習会の工夫を進め県内特定工場の公害防止管理者の育成及び知識・技術の向上を図っていきます。

環境担当者実務講習会

1回目：平成24年10月22日(月)

(於 千葉商工会議所)

2回目：平成24年11月16日(金)

(於 千葉県自治会館)

今年度より、講習会は環境関係業務に従事する多くの方々に法体系を整理し、より理解を深めていただこうと、環境担当実務講習として実施しました。長年、基礎講習会として継続開催してきましたが、実務講習とすることで①講習内容を深めること②関連講習を追加すること、より2日間の開催とし210名の参加がありました。

実施したアンケート結果では、①2日間となり参加しやすくなった②もっと内容を具体的に深めてほしい など、更なる講習に対する期待が寄せられました。

平成23年度 環境担当者基礎講習の内容

環境関連法の体系解説
千葉県環境生活部環境政策課政策室
公害防止管理者法の解説
千葉県環境生活部環境政策課
大気汚染防止法の解説
千葉県環境生活部大気保全課
水質汚濁防止法の解説
千葉県環境生活部水質保全課
廃掃法の解説
千葉県環境生活部廃棄物指導課



▲第1回大気講習会の状況

【平成24年度受験者講習会の受講状況】

講習会コース	回 数	実施日	参加人数
水 質	第1回	7/18,19,20	35
	第2回	8/8,9,10	47
大 気	第1回	7/25,26,27	40
	第2回	8/29,30,31	35
騒音・振動		8/30,31	13
ダイオキシン類		9/13,14	6



▲2日間でアンケートを実施、講習へ期待が寄せられた

平成24年度 環境担当者実務講習の内容

【1日目】

環境関連法の体系解説
千葉県環境生活部環境政策課政策室
[環境保全協定について](#)
千葉県環境生活部環境政策課
公害防止管理者法の解説
千葉県環境生活部環境政策課
大気汚染防止法の解説
千葉県環境生活部大気保全課

【2日目】

水質汚濁防止法の解説
千葉県環境生活部水質保全課
[毒物劇物取締法の解説](#)
千葉県健康福祉部薬務課
廃掃法の解説
千葉県環境生活部廃棄物指導課

青字は追加講習科目



変更

協議会活動

見学受け入れありがとうございました。

廃棄物関係管理者研修会(施設見学)

11月22日(木)

視察先:㈱エコシステム千葉(袖ケ浦市)
三友プラントサービス㈱横浜工場

改正廃掃法が施行され、排出事業者の産業廃棄物を取り巻く動きは、「建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の一元化」や「委託契約に基づき実施される「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の書面提供による適正処理の推進」の確実な実行など多岐にわたる注意義務の措置を講ずる方向へ変化しています。

㈱三友プラントサービス様



㈱エコシステム千葉様



・㈱エコシステム千葉の施設
・三友プラントサービス㈱横浜工場の2ヶ所の中間処理施設を見学させて頂きました。地域環境保全に配慮した取り組みや、様々な性状・荷姿の産業廃棄物の前処理工程を組み合わせた施設、焼却処理・廃酸回収・化学処理など、複雑化する産業廃棄物に対応する処理工程を見学させて頂きました。

内部環境監査員養成セミナー

11月29日(木)、30日(金)

(於 千葉市文化センター 9F 会議室)

本年度は、36名の受講者がありました。参加者からは、内部監査の基礎をきっちり学び、模擬監査の実習を含めて、内部監査を実感できる緊張した内容であった、また、わかりやすかった、ISOが事業活動の改善につながる事がわかった、実習時間が短いなどのアンケートを頂きました。

【研修内容】

- 1日目
 - ISO14001とEMS構築と規格要求事項の解説
 - 環境監査の概要
 - ビデオによる環境監査の事例研究
 - グループ演習①
- 2日目
 - 内部監査の手法
 - グループ演習②
 - グループ演習③
 - 環境監査後の活動
 - グループ演習④
 - 理解度の確認

ISO-14001



▲演習モデルによるチェックリストの作成



▲作成したチェックリストを用いて、模擬監査(ロールプレイ)を実施演習する参加者

【講師】

牧野弘史氏
㈱品質保証総合研究所(JQAI)
セミナー事業部 主席講師
(工学博士・JAB認定 EMS主任審査員)

地域部会活動

【君津部会】

平成24年度第1回部会

(9月21日(金):袖ケ浦市民会館)

1.部会連絡

2.講演

・「改正水質汚濁防止法の施行及び届出等について」
講師:千葉県君津地域振興事務所 地域環境保全課 副主幹 根田満氏

届出状況としては、有害物質貯蔵指定施設使用届が千葉県内(政令指定都市除く)で160-170施設あった。内君津地域振興事務所内で106施設が届出された。

・「県の放射性物質対策について」

講師:千葉県君津地域振興事務所 地域環境保全課 主幹 鳥飼直樹氏

指定廃棄物(放射性セシウム8000Bq/kgを超える物)の一時保管場所の確保と指定廃棄物最終処分場の設置問題がある。後者は、平成26年度を目途に千葉県を含む4県に設置計画がある。

3.懇親会

平成24年度第2回部会(11月30日(金):施設見学)

・㈱クレハ環境 かながわ事業所(川崎市)

・㈱日産クリエティサービス 資源リサイクルセンター(横須賀市)

【東葛北部部会】

平成24年度第1回部会

(12月20日(木))

於 キックマン(株)野田本社

1)事業所見学

もの知りしょうゆ館



▲しょうゆ製造工程の説明を受ける

2)講演

・「改正水質汚濁防止法の施行及び届出状況について」

講師 千葉県東葛地域振興事務所 地域環境保全課 技師 小林祥一郎氏

・「千葉県の放射性物質対策について」

～ 東葛飾地域の状況 ～

講師 千葉県東葛地域振興事務所 地域環境保全課 主幹 吉井直美氏

3)部会報告

平成24年度上期協議会事業報告、下期協議会事業計画
東葛北部部会次期役員構成について



▲管内の水質届出状況について説明

4)情報交換会

袖ケ浦環境フェスタ 10月27日

— 袖ケ浦市民会館 —

テーマ: はじめよう自分にできること

【出展内容】

- ・パネル展示(会員事業所の環境保全活動、環境に配慮したリサイクル活動紹介など)
- ・環境クイズ
- ・環境報告書、CSR報告書の提供



▲㈱クレハ環境 かながわ事業所の施設見学を終え参加者全員で記念撮影

【地域部会活動について】

千葉県内の行政区域に対応した11ブロックの地域部会があり、定期的な活動を行っています。それぞれ環境保全に関する知識・技術の相互研鑽を図るほか、会員の意見集約等、地域的な特性を考慮した積極的な活動につとめています。



【部会長について】

部会長は、当協議会の理事を兼務しています。また、会員数の多い部会(黄色)には、複数理事(副会長以上)を設置しています。

- 君津部会
- 市原部会
- 東葛北部部会
- 千葉部会
- 習志野八千代部会
- 船橋部会
- 長生夷隅安房部会
- 印旛香取部会
- 市川部会
- 海匝山武部会
- 松戸部会

行政ニュース(1)

千葉県自動車環境対策に係る基本方針について

千葉県環境生活部大気保全課

1. はじめに

県は、平成24年3月に、県、市町村、関係機関・団体や県民が自動車環境問題についての基本認識を共有し、協働して対策を進めるための方向性を示すものとして、「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、関係機関と連携して施策を推進していきます。基本方針の概要は次のとおりですが、本文及び概要版をHPに掲載していますので、御覧ください。

掲載 URL：http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/housin/housin_index.html

また、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下、「自動車NOx・PM法」という。)」に基づき、平成22年度までに対策地域(下図参照)において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標として、平成15年7月に策定した「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(以下、「総量削減計画」という。)が、その目標を達成しました。

現在、平成27年度までにすべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成し、平成32年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とした、「第2期総量削減計画」を策定中です。



窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域(16市)

2. 基本方針の考え方

自動車に係る環境負荷の低減を進めるに当たっては、県・市町村はもとより関係機関・団体や県民が自動車環境問題についての基本認識を共有した上で、より幅広い視点から、地域の特徴やライフスタイルに即して、それぞれの立場から取組を進めることが求められます。

そこで、自動車環境をとりまく環境の変化や課題を踏まえ、今後の自動車環境対策の取組の方向性を以下のとおりとし、各種計画や施策に反映させるとともに、関係機関等と協働して取組を推進していくこととします。

3. 基本方針の概要

今後の自動車環境対策については、平成32年度まで、以下のような取組の方向性をもって、関係機関等と連携して推進していくこととします。

なお、自動車に係る技術開発の進展や東日本大震災の影響を考慮し、第2期総量削減計画の中間とりまとめにあわせて、平成27年度に中間的な見直しを行うこととします。

(1) 取組の方向性

- ア 自動車公害対策から自動車環境対策への転換
粒子状物質対策を中心とした自動車公害対策から、県民の意識の変化に対応し、地域の状況やまちづくりの視点を含む自動車環境対策の取組を進めていく。
- イ 地域に応じたきめ細かな取組の推進
ライフスタイルの変化や地域における多様な自動車利用形態を踏まえ、それぞれの状況に応じたきめ細かい取組を進めていく。
- ウ 自主的取組の進展
自動車環境対策を幅広い視点からきめ細かく推進するため、県や市町村の行政はもとより、関係機関・団体や県民が、それぞれの立場から自主的にその取組を進めていく。
- エ 環境基準の確保に向けた取組の推進
二酸化窒素の環境基準確保に向けた取組や、県環境目標値の達成率の向上を目指した取組を進めていく。
- オ エコドライブの一層の推進
県民が自主的に取り組みやすく、交通安全にも役立つ自動車環境対策として、エコドライブを一層進めていく。
- カ 法令による対策の継続
ディーゼル条例などの現行の対策を継続し、総量削減計画に基づく取組を進めていく。

(2) 千葉県における施策

- ア 自動車からの環境負荷の低減に向けた施策の推進
法に基づく大気環境や自動車騒音の監視を実施するとともに、ディーゼル条例による現行の規制・指導・監視を継続し、大気環境や自動車騒音の環境基準等の達成率のさらなる向上を目指す。
- イ 道路や交通・まちづくりの視点からの施策の推進
ライフスタイルの変化や地域における多様な自動車利用形態を踏まえ、各部局で策定される関連計画や施策の推進に当たって、この方針を反映し、部局横断的な取組を行う。
- ウ 環境基準の確保に向けた取組の推進
この方針を踏まえ、自動車NOx・PM法に基づく総量削減計画を策定し、施策の推進を図る。
- エ 県民・事業者等と広く連携した取組の推進
この方針の周知を図り、県民・事業者の自主的な取組を促進し、広く連携した取組を推進する。



行政ニュース(2)

千葉県と企業の生物多様性に関する取組の推進について

千葉県環境生活部自然保護課

「生物多様性」について、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか？

新聞などに近頃取り上げられるようになり、生物多様性という言葉聞いたことがある人が増えていますが、その意味や課題まではまだまだ理解されていません。

人間は地球に生きる生き物の一つであり、人間を含むすべての生き物は、他の多くの生き物と大気・水・土などで構成される環境の中で相互に関わりあって生きています。こうした生き物達の豊かにぎわいとつながりを「生物多様性」と言います。

多様な生物種が生存している生態系は、変化に強く、安定した住みやすい環境(災害抑制・水資源提供・病害虫抑制)を提供してくれます。さらに、人間はいろいろな生物を食料として利用し、また工業材料や医薬品としても活用しています。生物多様性とは社会、経済の基盤であり、すなわち企業活動の基盤である、と言えるのです。

また、生物多様性は、資源や安定した環境をもたらすだけでなく、私たちの精神や文化にも関わっています。私たちは、春に野の花が咲いているのを見たり、秋に赤トンボが飛ぶのを見たりして季節を実感し、それによって豊かな感性が養われているのです。生物多様性とは、自然と共生してきた日本人の精神・文化の基盤とも言えます。



生物多様性については理解しているが、なぜ企業活動において生物多様性への配慮が必要なのか、まだ疑問をお持ちの方もいることと思います。しかし、生物多様性への適正な配慮や持続可能な利用が行われなければ、企業活動は、資源の枯渇や生態系の破壊、外来生物の侵入など様々な影響を招くおそれがあり、このことは企業にとって大きなリスクとなるのです。

2009年3月に策定された「経団連生物多様性宣言」の前文において、「生物多様性の危機」と「私たちの決意」が下記のように記されています。

【経団連生物多様性宣言】

生物多様性の危機

1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において、「気候変動枠組条約」とともに、「生物多様性条約」が採択された。……人類は生物多様性から計り知れない自然の恵みを受けており、生物多様性が損なわれれば、将来の生活文化をはじめ、水や食料、貧困などの諸問題に多大な影響をもたらす恐れがある。社会経済活動が生物多様性に様々な負荷を与えてきた事実を認識し、すべての人々と組織が、持てる叡智を結集、協力して、生物多様性の危機に立ち向かわなければならない。

私たちの決意

私たちは、「自然保護宣言」に基づいて、生物多様性の保全を重視した自然保護活動を推進してきた。今こそ、生物多様性が将来の持続可能な社会にとって重要な基盤であることをより深く認識し、国際社会の一員として、すべての人々との間で役割と責任を分かち合い、連携・協力して生物多様性に資する行動を一層推進する決意である。そこで、生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目指して、さらに積極的に取り組んでいくため、「自然保護宣言」に掲げた生物多様性への取り組みを進化させた「生物多様性宣言」をここに定める。

《 宣 言 》

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む
4. 資源循環型経営を推進する
5. 生物多様性に学ぶ産業、暮らし、文化の創造を目指す
6. 国内外の関係組織との連携、協力に努める
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

企業の方々には、自らの事業活動による生物多様性への影響・依存度を把握し、持続可能な生産または消費のための計画を作成し実行すること、さらに、環境報告書やC S Rレポートに情報を公開することなどが期待されています。たとえば、下記のようなものがあげられます。

○プラスを増やす

生物多様性に貢献する企業活動、商品開発を行う（ビジネス・チャンス）

- (例) ・売上の一部が生物多様性の保全に使われる商品販売を行う
 ・生物多様性の保全や再生に組み込んだ開発手法の提案・実施
 ・原材料の購入が地域における経済、そして生物多様性の維持につながるような商品の生産・販売を行う

C S Rとして、地域の生物多様性の課題に取り組む（地域貢献）

- (例) ・生物多様性の保全活動に人的参加・技術支援・資金支援を行う
 ・絶滅危惧種の保護活動や系統保存を行う
 ・外来生物の防除を行う
 ・里山の保全活動を行う
 ・生物多様性のモニタリングに参加する
 ・生物多様性保全の普及啓発を行う（生物多様性サテライト等の広報活動に協力）
 ・地域の住民・N P O・行政と連携して取り組む

○マイナスを減らす

企業活動と生物多様性との関係を把握し、影響を回避・低減する

- (例) ・各種事業活動における影響評価の実施（資源管理、リスクの回避）
 ・生物多様性への影響がより小さな資源を利用する（各認証制度の活用等）
 ・資源や製品の輸送に当たって、外来生物の移動を伴わないように配慮する（船舶のバラスト水の処理等）



生物多様性サテライト

◀（鴨川シーワールド）



（DIC 川村記念美術館）▶

千葉県自然保護課では、企業の皆様に千葉県内の生物多様性に関する情報や先進的な企業による取組事例などの情報共有を行うための「企業と生物多様性セミナー」を(社)千葉県環境保全協議会と(社)千葉県経済協議会との共催で、平成21年度から23年度までに通算9回開催してきました。

(参考 : <http://www.bdcchiba.jp/cooperation/kigyuu/kigyuu.html>)

平成24年度は、千葉県における企業の生物多様性に関する取組をもう一步推進するために、(株)博報堂広報室C S Rグループ部長の川延昌弘氏をアドバイザーに迎え、趣旨に賛同した企業9社と県による検討グループを立ち上げ、現在、県と企業が連携して生物多様性に取り組んでいくために何ができるかを議論しているところです。

平成25年2月21日(木)に開催予定の「第10回企業と生物多様性セミナー」において、検討会の成果を公表し、多くの企業の皆様と更に議論を深めるとともに、広く賛同する企業を募る予定です。セミナーの開催情報は、千葉県生物多様性センターのウェブサイト(<http://www.bdcchiba.jp>)で1月末にはお知らせする予定なので、ぜひ、御参加ください。

また、生物多様性に関する相談・問い合わせについては、千葉県生物多様性センターが対応致しますので、どうぞ御連絡ください。

行政ニュース(3)

東京湾への水質浄化への取組 ～「第7次総量削減計画スタート」～

千葉県環境生活部水質保全課

県では、東京湾の水質改善を図るため、昭和55年から6次にわたり「総量削減計画」を策定し、汚濁負荷量の削減に取り組んできました。

平成23年6月に、国において第7次の「総量削減基本方針」が策定されたことから、平成24年2月に水質汚濁防止法に基づき、東京湾に係る第7次の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(第7次東京湾総量削減計画)を策定しました。

ここでは、東京湾の水環境の現状と、第7次東京湾総量削減計画の概要をご紹介します。

1 はじめに

東京湾は、北は湾奥の浦安市から南は館山市洲崎までの南北に長い閉鎖性の水域であり、外洋との海水の流出入が乏しく、汚濁物質が滞留しやすいことに加え、都市や工業地帯から大量の生活排水や産業排水が流入するため、環境基準の達成が困難な状況にありました。

このため、昭和53年度に東京湾総量削減制度がスタートし、千葉県では、県内21市町の地域を対象とした第1次の総量削減計画を昭和55年3月に策定し、対策を進めてきました。

その結果、東京湾の水質は改善されてきていますが、平成23年度の東京湾の環境基準達成率(COD)は54.5%となっているなど、依然として環境基準を達成しない海域があり、夏季には海洋性プランクトンの異常発生による「赤潮」が慢性的に発生している状況です。

また、プランクトンの死骸などが海底で分解する際に酸素を消費してできた貧酸素状態の水塊が、風などの気象条件により沿岸部の表層に湧き上がり発生する「青潮」も毎年数回発生しています。



図1 赤潮(19年6月20日千葉中央港)



青潮(17年10月12日千葉中央港)

2 東京湾の水質の状況

東京湾の水質の状況を有機汚濁の指標である化学的酸素要求量(COD)及び富栄養化の指標である全窒素、全りんについてみると、昭和54年度以降の年平均値の推移は以下のとおりです。

(1)CODの状況

東京湾の千葉県の区域のCOD(表層水及び底層水の平均値)の推移をみると、図2に示すとおり、年度により変動があるものの、昭和60年度以降水質改善が進みましたが、近年はおおむね横ばいの状況です。

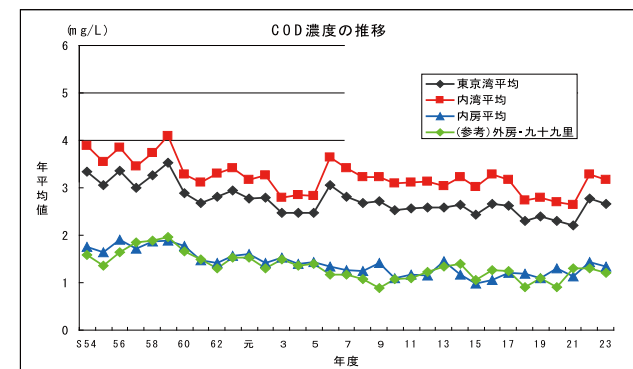


図2 東京湾の水質経年変化(COD)

(2) 窒素及びりんの状況

窒素及びりんの推移をみると、図3及び図4のとおりであり、改善傾向にあります。

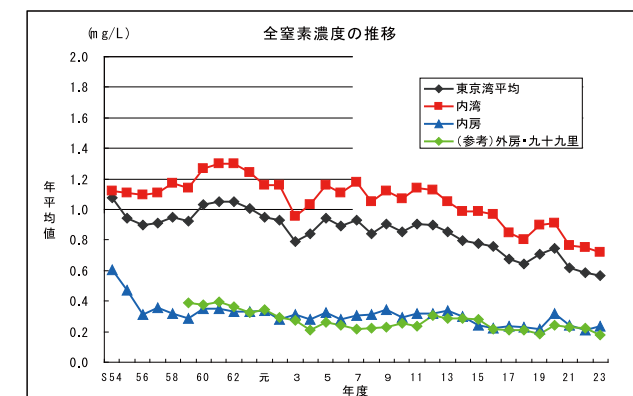


図3 東京湾の水質経年変化(全窒素)

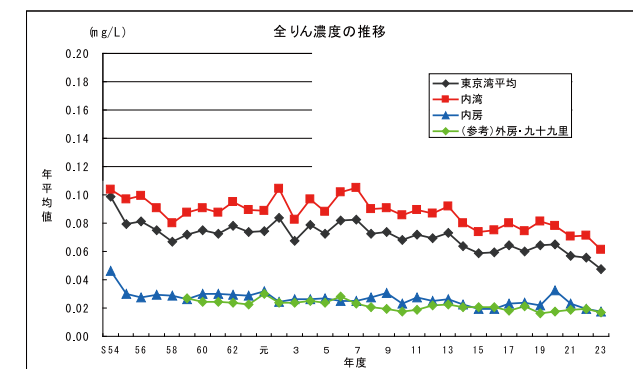


図4 東京湾の水質経年変化(全りん)

(3) 環境基準の達成状況

平成11年度以降のCOD、全窒素、全りんの環境基準達成率は表1のとおりであり、年度により変動があります。

表1 COD、全窒素、全りん的环境基準達成率 (単位：%)

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
COD	54.5	63.6	54.5	54.5	63.6	45.5	45.5	63.6	45.5	72.7	63.6	45.5	54.5
全窒素	40.0	40.0	40.0	40.0	60.0	40.0	60.0	60.0	60.0	40.0	100	60.0	60.0
全りん	60.0	40.0	40.0	80.0	80.0	80.0	60.0	60.0	60.0	60.0	80.0	80.0	100

3 第7次東京湾総量削減計画の削減目標等

COD、窒素含有量、りん含有量の東京湾への汚濁負荷量の推移及び第7次総量削減計画における平成26年度の目標量は図5～7のとおりです。これまで、負荷量は順調に削減が行われており、平成26年度の目標量は、CODが33t/日、窒素含有量が33t/日、りん含有量が1.9t/日としています。

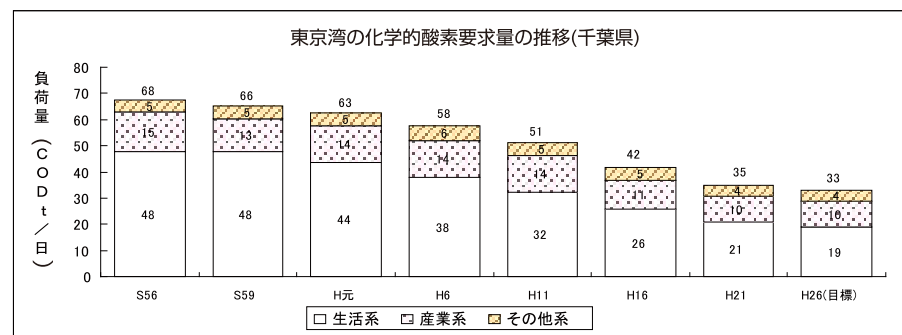


図5 COD発生負荷量の推移

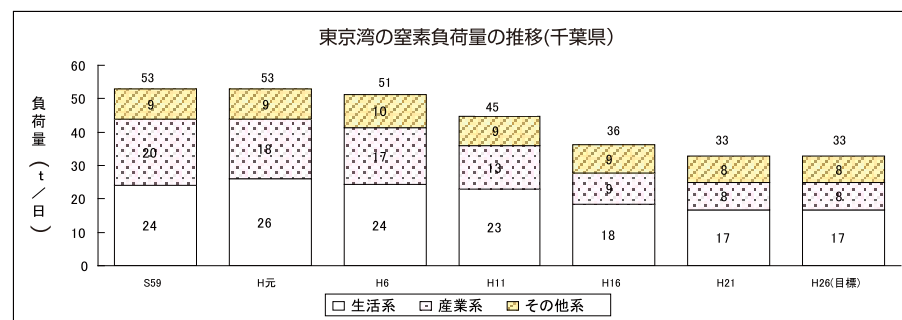


図6 窒素含有量発生負荷量の推移

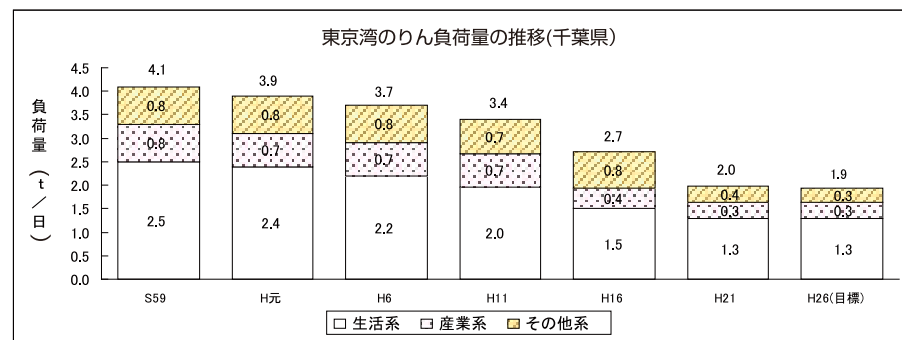


図7 りん含有量発生負荷量の推移

4 汚濁負荷量削減対策について

第7次総量削減計画の削減目標量の達成のための方途については、県及び市町村等で既に実施されている東京湾の汚濁負荷削減に係る各種対策及び今後実施を予定している削減対策をとりまとめており、その概要は以下のとおりです。

国や流域都県とも連携して、東京湾の水質の一層の改善に向けて、東京湾内に流入する汚濁負荷削減に取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

(1)生活系排水対策

①下水道の整備等

面整備の促進、下水道終末処理場の高度処理化、合流式下水道の改善など

②その他の生活排水処理施設の整備

高度処理型合併処理浄化槽の設置促進、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換など

③一般家庭における生活排水対策

家庭でできる雑排水対策の普及啓発など

(2)産業系排水対策

①総量規制基準の設定等

第7次総量規制基準の設定、環境の保全に関する協定に基づく指導

②総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

規制対象事業場への立入検査等の指導、未規制事業場への適正な排水処理の指導など

(3)その他の汚濁発生源に係る対策

①農地からの負荷量削減対策

施肥量の低減、環境にやさしい農業の推進など

②畜産排水対策

家畜排せつ物の適正な処理の推進など

③養殖漁場の改善

給餌量の適正化など

(4)その他の汚濁負荷量の総量削減に必要な事項

①干潟の保全及び再生並びに海浜の保全

②水質改善に資する養殖等の取組の推進

③水質浄化事業の推進(河川及び水路の浄化施設の維持管理、底質改善事業の推進)

④河川の流量確保及び水辺環境の保全

⑤監視体制の整備

⑥教育・啓発等(広報活動、環境学習の推進など)

⑦調査研究体制の整備

⑧中小企業者等の助成措置等

⑨環境影響評価の実施

参考：千葉県ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/kasentou/toukyouwan/index.html>

行政関連ニュース(4)

PCB 廃棄物の処理と処理期限の見通しについて

日本環境安全事業(株)東京事業所 注1)に問い合わせ平成24年12月現在 協議会事務局より

会員の皆様から、PCB廃棄物の処理について進捗状況や対象物、また法的に処理期限がある中(特別措置法施行令の一部を改正でパプコメ実施)、千葉県内の見通しについてのお問い合わせがあることから、当協議会として日本環境安全事業(株)東京事業所(以下JESCO)に問い合わせ致しました。

なお、JESCOは、国のPCBに関する基本計画により設立された特殊会社です。従って、処理の方針等を決定するにあたり国や関係行政機関の関与がありますので、ご留意願います。

注1)日本環境安全株式会社は、旧環境事業団のP C B廃棄物処理事業を継承して平成16年4月に100%政府出資により設立された法人

Q1 平成17年の操業を開始し、その後の漏洩事故や設備の不具合により処理計画が遅れたようです。処理能力を向上されたと伺っていますが、現在でも遅れた影響があるのでしょうか。

A1 東京事業所においては、処理能力の向上などを図ってきましたが、これまでのところ、処理の遅れを挽回するには至っていません。平成18年のPCBの漏洩事故への対応で長期停止したことも処理の遅れの一因ですが、そのほかにも、JESCOにおいては、先行事例がほとんどない「閉鎖系での化学処理 注2)を用いた処理システム」を採用したこと、想定以上にPCBが揮発するなどの操業後に判明した課題について安全第一で慎重に対処してきたことも、処理に遅れが生じた原因と考えております。

Q2 処理施設が東京都内に立地していることから、平成22年度までに都内分の処理は優先的に行うと伺っています。その後に3県分の処理が行われる計画のようですが、進捗はどうなっていますか。

A2 東京事業エリア内の1都3県の受入予定量は、1都3県の関係自治体で構成される「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」にて決定されております。

広域協議会において、これまで都内分の処理を優先することとしたため、東京事業所の平成23年度末の処理進捗率(台数ベース)は、トランス35%、コンデンサ21%となっているのに対し、3県分については、トランス約10%、コンデンサ約5%程度となっているところです。

Q3 PCB機器の処理期限は、平成28年(2016年)7月ですが、処分完了が7月として最終的に処理を委託するタイムリミットは何時ごろと考えることができますか。

A3 環境省に設置された「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においてJESCOが示した試算では、現状のペースで処理が進むとした場合、全ての処理は完了しない見込みとなっております。今後、東京事業所では処理が遅れている状況を踏まえ、処理能力を高める対策を遅滞なく行い、JESCOの処理期間を短縮する努力を行っていく所存です。

なお、現在、環境省において、PCB特措法に基づく処理期限を「平成39年3月31日まで」延長することについて意見募集を行っているところですが、この検討委員会が取りまとめた報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」において、「それぞれのPCB廃棄物については、全ての処理期限まで処理を続けるのではなく、適切なスケジュールを設定し、できるだけ早く処理を終わらせるよう取り組むことが適当である」としており、PCB特措法の処理期限とは別に、JESCOの操業期間については、今後、国が中心となって定めることとなりますので、御留意願います。

Q4 千葉県の保管事業者の処理は何時からはじまるのでしょうか。

A4 千葉県内のトランス・コンデンサについては、1都3県の関係自治体で構成される「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」で決定された受入予定量の範囲内で、JESCOへの登録順でこれまでも処理を行っているところです。

今後、JESCOへの登録に従い、処理の順番が来ましたら、JESCOから保管事業者様に処理の御連絡を差し上げますので、ご承知おき下さい。

Q5 PCB保管事業者への処理受け入れの事前連絡は、どの程度の余裕をもってあるのでしょうか。処理費用は高額なため保管事業者として年間予算を立てる必要があります。

A5 予算措置が重要なファクターとなる多量保管の民間企業様と官公庁様分は、弊社と中長期処理計画を立てそれに基づき受入処理をさせていただきます。保管事業者様数がたいへん多い少量保管者様分の受入処理の順番は、原則弊社への「登録」順に事前連絡をさせていただいております。その連絡は半年から1年前のご案内となります。

【安定器の処理について】

Q6 東京処理施設での安定器の処理は停止されていますが、再開されるのでしょうか。

A6 環境省に設置された「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」が取りまとめた報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」において、「東京事業所の設備は高圧トランス・コンデンサ等の処理に集中させ、東京事業エリアの安定器処理については、豊田・大阪事業エリアと併せ早期に別途適正処理が確保されるよう措置すべきである。」とされております。

今後は、国が中心となって、関係自治体とも連携し処理体制の整備について検討していくこととなりますので、処理体制が整うまでの間は保管を継続していただきたいと思います。

Q7 PCB含有の小型電気器、安定器、感圧複写紙、ウエス等の処理は東京処理施設で処理ができるようになるのでしょうか。

A7 安定器以外のPCB汚染物等についても、A6と同様、国が中心となって、関係自治体とも連携し処理体制の整備について検討していくこととなりますので、処理体制が整うまでの間は保管を継続していただきたいと思います。

【低濃度 PCB 廃棄物の処理について】

Q8 JESCOにおける微量PCBと高濃度PCBの分類基準は。

A8 法律ではPCB濃度による高濃度、低濃度の区分はありませんが、高濃度PCBとは、昭和47年(1972年)にPCBの製造が中止される以前に、PCBを意図的に絶縁油として使用したもので、トランスでPCB濃度が50~60%(500,000~600,000mg/kg)、コンデンサで100%(1,000,000mg/kg)と言われていました。

一方、微量PCB汚染廃電気機器とは、製造者がPCBを使用する意思がなく、絶縁油を管理する過程で混入し、微量のPCBが検出される電気機器をいいます。これらは、非意図的にPCBが混入されたものであり、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染されたものです。

微量PCB汚染廃電気機器は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、JESCO以外での無害化処理認定施設での処理が平成21年11月より可能になりました。

JESCOの処理施設は、原則、高濃度のPCBのみを処理対象としていますので、微量PCB汚染廃電気機器の処理につきましては、無害化処理認定施設にお問い合わせいただければと思います。

注2)高温、高圧の熱水の中でP C Bを炭酸ナトリウムより脱塩素化し、酸素により水、二酸化炭素及び塩化ナトリウムに分解する処理方式

新技術動向 (1)



西原ネオは常に最適・最良の水のソリューションを提案していきます。

1. はじめに

21世紀に入り、私たちを取り巻く国土保全と環境保全の意識は高まるばかりであり、多様化していく企業活動の中で各事業場からの排出基準値についても地域からも厳しい目を向けられております。

これら社会のニーズに対応するために弊社の商品技術についての特徴をご紹介します。

2. 排水処理技術のご紹介

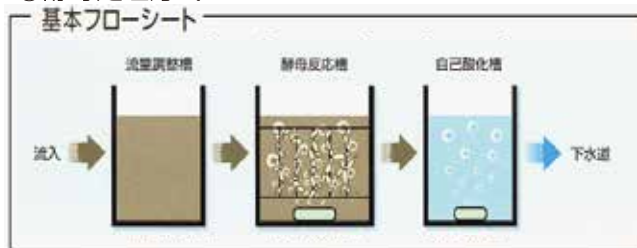
各事業所の排水処理施設の課題は多岐にわたり処理技術も多様化しています。私たちは、お客様からの要望を伺い事業内容をはじめ、現状の排水処理施設を調査しふさわしい処理システムを組み合わせ、それぞれの事業所の排水に合わせてカスタマイズし、最適なソリューションを提案します。

そして、アフターフォローを全国各地に充実したメンテナンスサービス網を配置し対応しております。

ここで、弊社の事業場排水処理システムの2例を挙げさせていただきます。

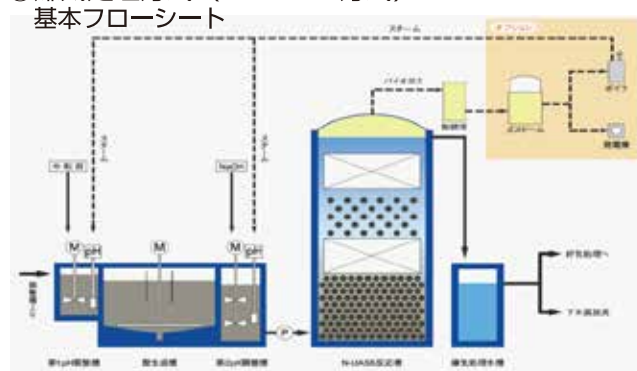
事業所排水処理システム例

①酵母処理方式



従来の活性汚泥法では処理が難しかった高濃度の有機物（動植物性油脂）を含む排水の処理に適しています。このため、前処理（加圧浮上装置・油脂分離槽）が不要となり、汚泥処分費も少なくなります。

②嫌気処理方式（N-UASB方式）



従嫌気性微生物により分解可能な有機物を主成分とした食品排水を、コンパクトな設備で高速処理するのに最適な処理方法です。特長としては、創Iエネルギー（バイオガス利用）、省Iエネルギー（ばっ気不要）、廃棄物削減（発生汚泥量が僅少）があります。

③上記2例だけでなく、様々な処理方式に対応しております。（膜処理、担体処理、回分処理等の様々な活性汚泥処理等々）また、高効率、多機能、省スペースで省エネな水処理機器類（ATコントローラー制御装置、CAT汚泥濃縮装置、SA水中ばっ気装置等々）、生活排水処理には、高度処理からコンパクトタイプまで合併処理浄化槽をラインナップしております。

3. おわりに

西原ネオは、創業者西原脩三が1914年に日本で初めて実用化された生活排水污水处理槽を設置してから約1世紀となります。創業より当社は人類が永遠に必要なとされる水を基軸に特化し「水の西原」として、限られた水、自然から得た水をまた自然な形にして返すこと、そして再利用することで日本で有意な存在感を持つ企業として皆様のお手伝いをし、社会に寄与する会社としてありつづけるのが願いです。

お問い合わせは・・・
(株)西原ネオ 首都圏支店 東関東営業所
〒260-0044 千葉市中央区松波 1-15-10-101
TEL 043-290-8011 FAX 043-290-8012
まで、お気軽にどうぞ。

新技術動向 (2)



【沿革】

当社の環境事業は1935年、不要となった使用済感光材料の銀を回収することから始まっています。その後、余剰となっていた卵白を水練業界へ販売することで食品事業が始まりました。また、現在は電子部品や半導体などの製造工場から排出される貴金属含有利材品からの貴金属リサイクルを行う貴金属事業も加わり、三事業を柱に展開しております。

このように当社は創業から「地球資源の有効活用」を企業理念に活動しております。

【事業案内】

その中でも環境事業は、全国の写真現像所、病院、製版印刷所や研究所、半導体、石油化学メーカー等から発生する様々な産業廃棄物（廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず、廃PCB類）を収集運搬し、当社の工場を中心に処分及びリサイクルの提案を日本全国で行なっています。

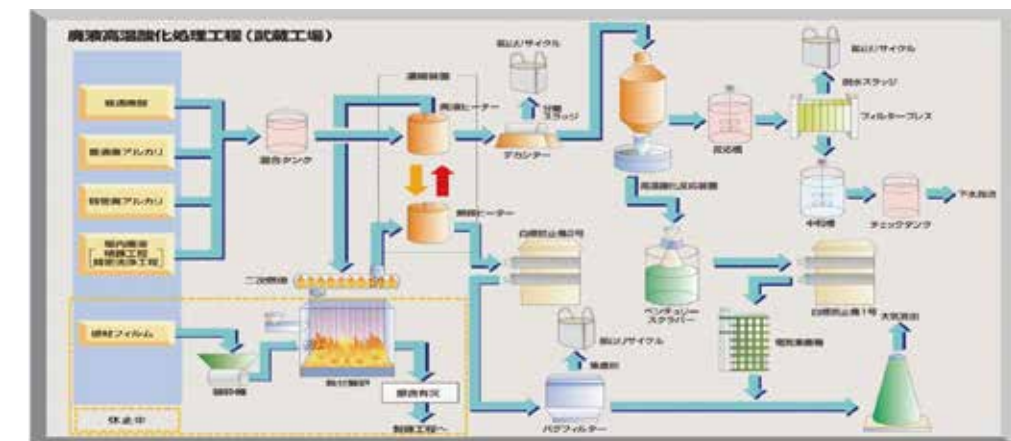
環境保全については、生産本部の武蔵工場、入間工場、入間第二工場及び開発センター、並びに環境事業部において、「ISO14001」の認証を取得し、適正処理に加え、地球環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。

【技術紹介】

生産本部武蔵工場（埼玉県入間市）では、1995年の産業廃棄物の海洋投入禁止に先駆け、高COD成分含有の廃酸や廃アルカリの廃液高温酸化陸上処理設備（MCR）を導入しております。本設備の水処理工程では処理困難な高濃度COD廃液が処理可能で、廃液を濃縮し減容化させることで、高温酸化反応装置の燃料消費量を削減し、エネルギー効率を高めています。

また液中の無機分は酸化固定化、有機分は完全分解し、排ガスは無害化され大気へ放出されます。

本処理工程では臭気を有する廃液も受入れにおいて大気中へ拡散させない対策を実施しており、適正に処理をすることができます。また工程中に発生するすべての残渣は鉱山でリサイクルしております。



会員紹介

【米屋株式会社 第二工場】

弊社は、成田のお不動様と400年以上にもおよぶ深い縁で結ばれ、明治32年成田山新勝寺へお詣りに来るお客様に郷土色豊かな名物をおみやげとして持ち帰ってもらおうという願いを込め、下総地方特産の芝栗を使った栗羊羹を製造販売しましてから、今日まで114年にわたり羊羹一筋に歩んでまいりました。

この長い伝統を誇る味を生み出し、第二工場(量産大規模工場として)とお菓子工房(上生菓子・朝生菓子・慶弔品など)から米屋の和菓子を関東地域を中心に全国へ羊羹・水羊羹・和菓子・焼菓子等を製造販売しております。成田地区では總本店、観光センターを中心に直営店15店舗、その他デパートや全国のコンビニエンス、量販店へと商品を提供しており製品アイテムは羊羹、水羊羹、ゼリーのほか、焼菓子、どら焼き、大福、ぴーなっつ最中など多様な需要に添えております。

地元成田とともに発展して参りましたので、増大する需要と公害防止という社会的使命から成田市野毛平工業団地へ昭和49年に進出し、大規模な排水処理場施設を備えた第二工場を建設し、この排水処理場では、腐敗しやすい製あん排水を含めて1日約700トンの工場排水を活性汚泥法(微生物を利用した自然浄化方式)による浄化処理を行っています。工場見学が出来る工場として昭和57年に見学センターを完備し、年間10,000人以上の見学者(成田市の小学校の課外授業等)が訪れています。

品質第一、そして伝統の味をいかに安全に提供するかを追求し長い歴史の中で



第二工場全景



排水処理場

緑 なごみの米屋

培われた伝統の技術と、オートメーション化された最新の技術を結集した第二工場、ひとりでも多くの方に安く、美味しく喜んでいただける商品を、米屋の味と心で生み出しています。また、お菓子の製造販売だけではなく、地球環境に適した生産活動を行うため、平成14年6月ISO14001認証を取得。そして平成19年2月には炉筒煙管式重油ボイラーから貫流式都市ガスボイラーへの燃料転換・稼働させることにより環境負荷の低減を実現しております。

さらに顧客満足向上のため、平成17年9月ISO9001認証を取得。また、労働安全衛生活動へも取組み、「心身ともに健康で安全快適に働ける職場を確保する」ため平成21年5月OHSAS18001認証を取得。また冷凍設備として、製品の冷却工程や製あん工程で使用する水の冷却等においては大型冷凍機を使用しておりますが、現在まで高圧ガス関連事故を起こすことなく平成23年に関東高圧ガス保安団体連合会より優良製造所の表彰を受けることが出来ました。

環境活動では、環境マニュアル・環境方針の作成・目的及び目標値の設定を行い、部門別のプログラム等により活動しやすい施策に落とし込みを行っております。2010年より電力モニターを導入し生産現場の80%の動力・電灯等の計測が可能になり、数値化とグラフ化により見える化を推進、職場毎のデータ分析、電力使用量の把握を行っています。

今後とも環境活動を通じた省エネ・環境負荷の改善に継続的に取り組んでまいります。

その他

【第12回千葉県廃棄物適正処理推進大会】

12月19日(水) 於：千葉市文化センター「アートホール」

資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物の減量化・再資源化をより一層推進し、県民から信頼される適正処理を確保するため、県民・事業者をはじめ関係者が一堂に会し、廃棄物に対する認識を一層深めることを目的に毎年度開催されています。当協議会は、大会実行委員会の団体として参画しています。

大会では、県内で廃棄物の適正処理及び廃棄物の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再利用(リサイクル)の活動を通じて功績のあった個人・団体及び事業所に対し知事及び環境生活部長の感謝状が贈呈されます。

今般、当協議会会員からは3名の方が栄えある賞を受賞されました。また、大会は認識を確認しあう大会宣言が読み上げられ成功裏に終了しました。

【千葉県知事感謝状】

・産業廃棄物関係事業功労者

排出事業者の部

ヤマサ醤油(株)

渡邊 英夫 氏

【千葉県環境生活部長感謝状】

排出事業者の部

(株)ジャパンディスプレイイースト

佐々木 伸隆 氏

(株)ヤマサORM

白戸 俊行 氏



第12回大会が県民・事業者をはじめ関係者が会し開催された

代表理事に囲まれ “受賞者のみなさん”



写真、左から 藤井会長代表理事、白戸氏、渡邊氏、佐々木氏、和田代表理事



大会を代表して、受賞の栄誉に加えて「大会宣言」を読み上げる渡邊氏



エコメッセ2012 は、持続可能な社会の実現を目指して、市民・企業・行政のみんなが良好なパートナーシップのもと協働して開催されています。今年度は、9月17日(日)に開催され、毎年実施している活動見本市に加え、協働創造市の2種類のイベントが同時に進められました。来場者12,000人の県内最大の環境イベントとなりました。

当協議会を含め会員企業のブース出展やポスター出展、またイベント主催者が募ったボランティア参加など多彩な参加方法で活動のPRを行いました。



その他 (当協議会は、協賛実行委員会団体)

環境シンポジウム2012千葉会議

日時 : 平成24年11月18日(日)
場所 : 船橋市東部公民館

市民・大学・行政・企業のパートナーシップでそれぞれの立場から環境問題へ取り組むことを目的にして、1995年に設立され、今回で第18回目の開催となりました。8件の事例発表と22件のポスターセッションにより活発な参加者による交流がなされました。

ポスターセッションの様子



▲事例発表(企業の地震対策)の様子

今後の協議会の予定

- ・2月25日(月) 於:千葉県自治会館
第1線(大気関係)技術者研修会
- ・3月6日(水) 於:協議会事務局
総務委員会
- ・3月12日(火) 於:千葉県自治会館
統括者・主任管理者研修会
- ・3月18日(月) 於:千葉県森林会館
第5回理事会
- ・3月 下旬
産業廃棄物関係3団体合同研修会(予定)
- ・4月 中旬 事業・会計監査(予定)
- ・4月 中旬 第6回理事会(予定)
- ・5月8日(水) 於:プラザ菜の花
平成25年度通常総会(予定)



新日鐵住金

10月1日、「新日鐵住金」誕生

新日鉄と住友金属は、2012年10月1日に合併して
新たなスタートを切りました。

日本の鉄鋼業を支え、鍛え上げてきたそれぞれの力をひとつに。
私たちは、スケール、コスト、テクノロジー、カスタマーサービスなど、
すべての面でレベルアップした総合力世界No.1の鉄鋼メーカーをめざします。
世界最高の技術とものづくりの力によって、鉄の可能性を極限まで追求し、
日本と世界の発展、そして豊かな社会の創造に貢献していきたい。
もっとグローバルに、さらなる未来を築く鉄へ。
新日鉄住金に、ご期待ください。

明日へのちから、
なごみの思い。



米屋株式会社

千葉県成田市上町 500 番地 〒286-0032
TEL. 0476-22-1211(代)
<http://www.nagomi-yoneya.co.jp/>

線 なごみの米屋